

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本基本方針は、大日本コンサルタント株式会社（以下「当社」という。）が、経営理念である「美しく魅力ある国土の建設と保全」と「安全で快適な住まい環境の創出」に貢献することを通じて、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、もって株主の皆様当社に安心して長期的に保有していただくことを可能にするために、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、本基本方針の適切性と有効性について継続的に検証し、必要に応じて本基本方針を適宜見直し、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様の権利を尊重し、経営の透明性・公正性を確保するとともに、経営資源を有効に活用することで、経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応し、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 株主の皆様の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主の皆様を含むステークホルダーとの円滑な関係を構築し、適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会は、当社の経営に関する基本的な方針を決定するとともに、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、客観的な立場から実効性の高い業務執行の監督機能を発揮する。
- (5) 中長期的な投資方針を有する株主の皆様との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(議決権の尊重)

第3条 当社は、株主総会における議決権の行使は株主の皆様の重要な権利であることを認識し、株主の皆様が議決権を適切に行使できるように努める。

2 当社は、株主の皆様が適切に議決権を行使できるようにするため、定時株主総会招集ご通知の早期発送に努めるとともに、当社ホームページに迅速に当該招集通知を開示する。

(株主総会)

第4条 株主総会は、議決権を有する株主の皆様によって構成される最高意思決定機関であり、株主の皆様の意思が適切に反映されなければならない。

2 当社は、より多くの株主の皆様が株主総会に出席し、株主の皆様の意思をより反映できるように、開催日時、開催場所などを適切に設定する。

- 3 取締役は、株主の皆様との円滑な関係を醸成するため、株主総会において、株主の皆様に必要な説明を行い、質疑応答に対応する。

(株主還元)

第5条 利益分配を受ける権利は株主の皆様のご権利であり、当社の株主還元に関する考え方については、資本政策の基本的な方針を定め、これを開示する。

(株主の平等性の確保)

第6条 当社は、いずれの株主の皆様もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

- 2 当社は、特定の株主に対し、財産上の利益など特別な利益の提供を行わない。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第7条 当社は、上場株式の政策保有に関する基本方針および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を社内規程「政策保有株式取扱基準」に定め、その内容を開示する。これらの基本方針は、当社の長期的な企業価値の向上に資するものでなければならない。

- 2 当社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合において、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げる行為は行わない。

(買収防衛策の導入)

第8条 当社は、買収防衛策の導入にあたっては、既存の株主の皆様のご権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。

- 2 自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の皆様に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を適切に開示する。
- 3 当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じてはならない。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第9条 当社は、特定の第三者に対して割当増資を行うなど、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合には、既存の株主の皆様のご権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。

(利益相反取引および競業取引の規制)

第10条 取締役は、当社および株主共同の利益に反する取引を行い、自己または第三者の利益を追求してはならない。

- 2 取締役は、会社法に基づく取締役会の承認を得なければ、利益相反取引および競業取引を行ってはならない。
- 3 取締役会は、前項の取引に関する適切な手続きを定め、その枠組みを開示する。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの良好・円滑な関係)

第11条 当社は、企業の社会的使命を踏まえ、当社の活動の基礎となる経営理念を策定し、株主の皆様をはじめ、顧客、従業員、協力会社、地域社会などを尊重し、様々なステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持に努める。

(企業行動憲章および企業行動規則)

第12条 当社は、取締役、執行役員および従業員が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、「企業行動憲章」を別途定め、開示するとともに、遵守すべき規範として「企業行動規則」を定め、実践する。

(サステナビリティへの対応)

第13条 当社は、企業活動を通じて持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させるために、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、リスク管理の一部という認識のもと、企業の社会的責任として適切な対応に努める。

(内部通報制度)

第14条 当社は、内部通報制度の相談窓口を当社および子会社ならびに社外弁護士事務所に設置し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨を社内規程「NEグループコンプライアンス取扱基準」に明記する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システムなどに関する当社の方針の開示)

第15条 当社は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システムなどに関する当社の基本方針を決定し、開示する。

2 当社は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正かつ平易な方法によって、財務および非財務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 コーポレートガバナンスの体制

(ガバナンスの体制)

第16条 当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営の監督を実施する取締役会と業務執行を実施する執行役員制度を導入し、経営の透明性と社会環境の変化に迅速に対応できる体制を整備する。

2 当社は、監査等委員である取締役で組織する監査等委員会を設置し、取締役の職務の執行の監査を行う。

第2節 監督機関としての取締役会の責務

(取締役会の役割)

第17条 取締役会は、最良のコーポレートガバナンスを実現し、経営の監督機能を発揮して、公正な判断により最善の意

思決定を行うことを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、経営の基本方針や執行役員の選任など、法令、定款および「取締役会規則」で定める重要事項の決定を行う。
- 3 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督するとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。また会社と取締役との利益相反を適切に管理する。

(独立社外取締役の役割)

第 18 条 当社の独立社外取締役は、会社の持続的な成長を促し、長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うとともに、全ての株主共同の利益の観点から取締役会の重要な意思決定を通じ経営の監督を行う。また会社と取締役との利益相反を監督する。

(取締役会の審議の活性化)

- 第 19 条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適切な情報を得られるように配慮しなければならない。
- 2 取締役会において、取締役会の年間開催スケジュール、予想される審議事項について事前に協議する。

第 3 節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

- 第 20 条 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とし、そのうち独立社外取締役 2 名以上の体制を構築する。
- 2 取締役会は、社外取締役の独立性に関する基準（以下「独立性判断基準」という。）を別途定め、開示する。

(取締役の資格および指名手続)

- 第 21 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会全体の構成の多様性および規模に関する考え方を定めるとともに、取締役の選任に関する方針および手続を社内規程「取締役選任・解任・解職規定」に定め、その内容を開示する。
 - 3 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
 - 4 取締役候補者（補欠取締役を含む。）の決定に当たり、殆ど全ての取締役候補者が新任とならないよう考慮する。

(監査等委員会の構成)

- 第 22 条 監査等委員会の委員の過半数は独立社外取締役とする。監査等委員は、財務・会計・法務などに関する必要な知識を有する者で構成され、そのうちの少なくとも 1 名は財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならない。
- 2 新任の監査等委員である取締役（補欠監査等委員を含む。）の候補者は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定される。

(独立社外役員の任期および兼任制限)

第 23 条 取締役会は、取締役選任・解任・解職規定において、最初に就任してから 8 年を超えて就任している社外取締役は、独立社外取締役の要件を満たさないとする旨を定める。

- 2 当社の取締役は、当社以外に 3 社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならない。
- 3 当社は、取締役の兼任状況を毎年開示する。
- 4 取締役が他社から役員就任の要請を受け就任する場合には、その旨を取締役に報告する。

(諮問委員会の設置)

第 24 条 当社は、取締役会の諮問機関として、諮問委員会を設置する。

- 2 諮問委員会の委員は、社内取締役と社外取締役で構成し、総数 3 名以上かつ過半数は社外取締役とする。
- 3 諮問委員会は、下記の事項について取締役会からの諮問に基づき審議を行い、その結果を取締役に答申する。
 - (1) 取締役候補者の選任
 - (2) 代表取締役候補者の選定
 - (3) 社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬
 - (4) その他取締役会から諮問を受けた事項

(業績評価の指標)

第 25 条 取締役会は、諮問委員会とも適宜協議の上、取締役会、諮問委員会が代表取締役および各取締役の業績評価をする際に用いる目標値を随時設定し、適時適切に開示する。

(継承プラン)

第 26 条 代表取締役は、継承プランを随時策定し、同プランに基づいて後継者候補と目する者へ重要な職務を委嘱するなどを通じて候補としての適性を判断する。適性が認められた場合、諮問委員会への諮問を経た上で取締役会へ上程し、後継者候補として正式に決定する。なお、代表取締役に求められる資質等については、『取締役選任・解任・解職規定』に定める。

(取締役の責務)

第 27 条 取締役は、その職務執行するに十分な情報収集をするとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。

- 2 取締役は、株主の皆様に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために、その期待される能力を発揮し、取締役としての職務を遂行する。
- 3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、「取締役会規則」その他の当社の社内規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役の研鑽および研修)

第 28 条 新任取締役（独立社外取締役を含む。）は、就任後 3 か月以内に、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項に関して取締役会長から説明を受ける。

- 2 取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の

事項に関して、常に研鑽を積まなければならない。

- 3 当社は、取締役に対して時々の情勢に適した内容による社内研修を定期的を実施する。また、社外の講習会や交流会に参加する機会を設け、必要な知識の習得および役割と責任の理解促進に努める。

(社外取締役による社内情報へのアクセス)

第 29 条 当社の社外取締役は、職務の執行に必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）がその職務を適切に遂行するために必要があるときは、社外取締役の事務局を設置する。
- 3 当社は、監査等委員会および各監査等委員がその職務を適切に遂行するために必要があるときは、監査等委員会事務局を設置する。

(社外取締役および監査等委員である取締役によるミーティング)

第 30 条 当社は、少なくとも毎年 2 回以上、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役をメンバーとするミーティングを開催し、当社の事業およびコーポレートガバナンスに関する事項などについて自由に議論する。

(自己評価)

第 31 条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績などについて毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第 4 節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、経済や社会の情勢などを踏まえたうえで、取締役が果たすべき役割・責任の大きさに基づく報酬体系とすることを基本方針とする。

- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- 3 当社は、諮問委員会による答申に受けた取締役会が決定した取締役の報酬等に関する方針（株式関連報酬その他の業績連動型報酬の割合の設定に関する方針を含む。）を、適時適切に開示する。
- 4 社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、高い独立性の確保の観点から株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
- 5 当社は、役員報酬の透明性を高めるため、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第33条 当社は、株主との建設的な対話を統括する取締役を選任し、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意する。

2 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を「ディスクロージャーポリシー」として定め、その内容を開示する。

第7章 雑則

(改廃)

第34条 取締役会は、本基本方針の適切性と有効性について継続的に検証し、必要に応じて、取締役会決議により本基本方針を改定する。